

令和 7 年 9 月定例月議会提出条例のあらまし

● 議案第 6 4 号 大東市公正な職務の執行の確保等に関する条例

- ・(1) 公正な職務の執行の確保と市政の透明化を推進し、もって公務の適正な運営に資することを目的として、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を定めるとともに、要望等への対応について必要な事項を定めます。
- (2) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第 6 5 号 大東市職員の育児休業等に関する条例及び大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

- ・(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 1 1 0 号)の改正により、新たな取得形態による部分休業が追加されたことに伴い、1 年につき請求することができる当該部分休業の時間の上限を定める等、条文中の文言の整理を行います。
- (2) 企業職員が部分休業を取得した場合における給与の減額の規定について、条文中の文言の整理を行います。
- (3) この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日等から施行します。

● 議案第 6 6 号 大東市市税条例の一部を改正する条例

- ・(1) 個人住民税における所得控除に関し、特定親族特別控除を新たに設けます。
- (2) 市たばこ税における加熱式たばこの課税方式を見直します。
- (3) この条例は、令和 8 年 1 月 1 日等から施行します。

● 議案第 6 7 号 大東市下水道条例の一部を改正する条例

- ・(1) 災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた者が排水設備の新設等の工事を行うことができることとします。
- (2) 公共下水道に関する排水基準について、臭気に関することを削除します。
- (3) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第 6 8 号 大東市水道事業給水条例及び大東市戸別浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- ・(1) 災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた者等が給水装置工事等を行うことができることとします。
- (2) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第 6 9 号 大東市議会議員及び大東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

- ・(1) 大東市議会議員及び大東市長の選挙における候補者の選挙運動用ポスター作成の公費負担の限度額の算定に係る 1 枚当たりの単価を 5 4 1 円 3 1 銭から 5 8 6 円 8 8 銭に引き上げます。
- (2) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第 7 0 号 大東市議会議員及び大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

- ・(1) 大東市議会議員及び大東市長の選挙における候補者が選挙運動のために使用するビラの作成に要する費用の公費負担の限度額に係る 1 枚当たりの単価を 7 円 7 3 銭から 8 円 3 8 銭に引き上げます。
- (2) この条例は、公布の日から施行します。